

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	被保険者全員の住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円未満は1割	いずれかの被保険者の住民税課税所得が28万円以上かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円未満は1割

2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上は2割	いずれかの被保険者の住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上は2割

3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	いずれかの被保険者の住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	いずれかの被保険者の住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)
補足②	同一世帯に70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	

※同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税である被保険者の方は、上記の計算に関わらず、負担割合は1割となります。
 ※有効期限内に世帯構成の変更があった場合、自己負担割合が変わる場合があります。

資格確認書には限度区分を記載できますので、記載を希望される方は、国保年金課窓口にて申請してください。

※記載の希望を申請済の方、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄紫色の証)若しくは後期高齢者医療限度額適用認定証(灰色の証)をお持ちの方については、限度区分が記載されている資格確認書をお届けします。

●令和7年度の保険料の決定通知書を8月中旬にお送りします。

令和7年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収として支払う必要があります。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納める方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

後期高齢者医療制度に加入されている方に資格確認書を交付します



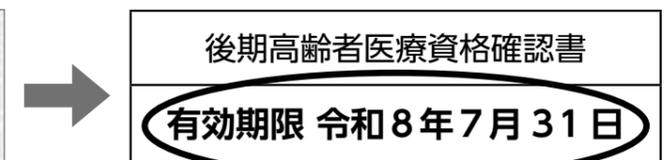
現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和7年7月31日」となっている[紫色]の「後期高齢者医療被保険者証」(以下、**被保険者証**)または[黄色]の「後期高齢者医療資格確認書」(以下、**資格確認書**)を、1人に1枚交付しています。

7月下旬ごろに国保年金課から、被保険者証の代わりに使用することができる新しい[薄緑色]の資格確認書を、マイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、**後期高齢者医療制度に加入されている方全員に送付します。**

令和7年8月1日～令和8年7月31日までの負担割合(1割、2割または3割)は、令和6年中の収入や所得に基づき、判定します。

8月1日以降は、被保険者証や古い資格確認書は使えませんので、受診の際は間違いのないよう注意してください。

※昨年度まで送付していたパンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」は、今年度から市町村で配布するようになりました。必要な方は、国保年金課窓口へ申し出てください。



今回から**特定記録郵便**でお届けします。受取りの印鑑などは必要なく、ポストに投函されますので、確認してください。

※**確認してください!**
 新しい資格確認書の有効期限は
令和8年7月31日
 になっています。